

スマートフォン・タブレットでいつでも簡単に！

町税・水道料金等がヤフー公式アプリで納付できるようになります！

平成 30 年 4 月以降に発行するコンビニエンスストア支払用のバーコードが印字された南越前町の町税などの納付書が、ヤフー公式アプリの「バーコード読取機能」を使い納付できるようになります。銀行やコンビニに出かけることなく、いつでも納付できます。手数料はかかりません。詳しくは町ホームページをご覧ください。

【対象となる税目等】 町県民税 固定資産税 軽自動車税 国民健康保険税 介護保険料 上下水道使用料

■ 問合せ 会計室 ☎ 47-8011

子育て支援金、結婚祝い金の支給には申請が必要です

□ 子育て支援金

南越前町の人口増加とお子さんの健全育成を目的に子育て家庭に対し支給する支援金です。

■ **支給の要件** お子さんが生まれた時点で、お子さんと養育者の両方が南越前町に住居登録され、お子さんが 18 歳になる最初の年度末まで南越前町に住居を置くことが要件です。ただし、町民税等を滞納しているときは、支給額の全部または一部が制限されます。

	第 1 子、第 2 子の場合	第 3 子以降の場合
支援金額	10 万円	30 万円
申請 / 請求の時期	(1 回目) 支払額 5 万円 出生してから 3 か月を経過後、1 歳に達する日の前日まで (2 回目) 支払額 5 万円 小学校に入学した日以降 1 年以内	(1 回目) 支払額 10 万円 出生してから 3 か月を経過後、1 歳に達する日の前日まで (2 回目) 支払額 10 万円 小学校に入学した日以降 1 年以内 (3 回目) 支払額 10 万円 中学校を終了した日以降 1 年以内
提出書類	子育て支援金支給資格認定申請書、宣誓書、子育て支援金支給請求書、完納証明書 ※宣誓書は 1 回目の申請時のみ提出	

■ 平成 28 年 4 月 1 日以前に生まれた、第 3 子以降のお子さんについて

※注意：1 回目の申請をされ、支給認定された方のみ対象です。

申請 / 請求の時期	(2 回目) 支払額 40 万円 満 3 歳に達する日以降 1 年以内 (3 回目) 支払額 40 万円 満 6 歳に達する日以降 1 年以内	
提出書類	子育て支援金支給資格認定申請書、子育て支援金支給請求書、完納証明書	

□ 結婚祝い金

町内在住の方が結婚し、結婚後も南越前町に定住する方に支給する祝い金です。

■ **支給の条件** 南越前町に住居登録され、現に定住し、今後永住または 5 年以上にわたって南越前町に住居を置くこと、結婚当事者が町税等を滞納していないことが要件です。

	40 歳未満のご夫婦	いずれかが 40 歳以上のご夫婦
支援金額	10 万円	20 万円
提出書類	結婚祝い金支給申請書、結婚祝い金支給請求書、完納証明書	

■ 申請先・問合せ 保健福祉課 ☎ 47-8007